施術所における併設申告・取消手順書

1.10版

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構

改訂履歴

No.	改訂日	改訂箇所	改訂内容	版数
1	2024/11/5	-	初版作成	1.00
2	2026/10/1	全体	・社会保険診療報酬支払基金の改組及び名称変更等に係る内容の更新 ・レイアウトの見直し	1.10

施術所等向け総合ポータルサイトへのログイン

1-1.トップページ上の「ログインはこちら」又は画面右上の「ログイン」を押下します。
※ログイン時に必要なユーザー登録の方法は「ユーザー登録手順書」をご確認ください。

施術所等向け総合ポータルサイトへのログイン

1-2.ユーザー登録時に登録したユーザーIDとパスワードを入力し「ログイン」を押下します。
※ログイン時に必要なユーザー登録の方法は「ユーザー登録手順書」をご確認ください。

各種申請を選択

2.ログインをした後、トップページに戻り「各種申請」を押下します。

併設申告を選択

3.各種申請の一覧画面から「併設申告」を押下します。

記事内にあるリンクから併設申告画面へ遷移

4. 記事内にある、「併設申告はこちら」を押下しリンク先へ移動します。

Image

施術所の併設申告（「柔整」と「あはき」で1つの端末を兼用する場合）

オンライン資格確認（資格確認限定型）を施術所に導入いただくにあたり、

柔道整復師の施術所（以下、「柔整施術所」）とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所（以下、「あはき施術所」）を併設している施術所であって、両方の施術所として受領委任の取扱いがある場合は、「施術所等向け総合ポータルサイト」から「併設申告」を行っていただくことで、１つの端末を兼用して資格情報の確認を行う運用が可能となります。

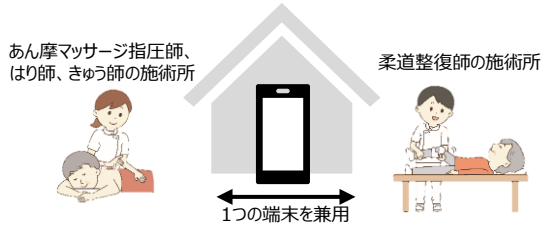

令和６年12月２日以降、受領委任の取扱いのある施術所でのオンライン資格確認の導入が義務付けられることから、併設申告を行わない場合は、両方の施術所それぞれにオンライン資格確認を導入いただく必要があります。

このため、併設している「柔整施術所」と「あはき施術所」で、施術管理者が同一である場合など、1つの端末を兼用したい場合は、併設申告を行ってください。

併設申告を行う場合は、まずは片方の施術所（主たる施術所）として、オンライン資格確認の利用開始申請までを済ませていただいた後、併設申告画面から、端末を準備しないもう一方の施術所（従たる施術所）を申告してください。（従たる施術所の登録記号番号が必要です。）

併設申告を行い、主たる施術所でオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

※「柔整施術所」と「あはき施術所」のそれぞれで端末を準備される場合は、併設申告を行っていただく必要はありません。

※併設申告を行い、片方の主たる施術所として、オンライン資格確認の利用申請を行った場合は、資格確認結果検索画面において、どちらの施術所として資格確認行った結果であるのか区別することができません。

（柔整とあはきの資格確認結果を分けて閲覧したい場合は、併設申告は行わず、原則どおりそれぞれの施術所として、本ポータルサイトのユーザー登録および、マイナ資格確認アプリの利用開始申請を行ってください。）

併設申告・取消の方法については、以下の資料をご確認ください。

施術所における併設申告・取消手順書

併設申告はこちら

※併設申告を行う場合は、併設申告を実施する施術所（主たる施術所）として利用開始申請が完了している必要があります。

※併設申告を行った場合は、併設しているどちらかの施術所としてオンライン資格確認（資格確認限定型）を導入することで、義務を果たしていることとなります。その場合、補助の対象もオンライン資格確認を導入した1施設分となります。

併設申告状況の確認・取消はこちら

※併設申告をしたあとに、柔整とあはきの併設状況が解消された場合は、併設申告の取消を実施してください。
なお、柔整施術所とあはき施術所のそれぞれで端末を使い分けたい場合は、主たる施術所において併設申告の取消を実施前に、従たる施術所においてもオンライン資格確認が行えるよう、施術所等向け総合ポータルサイトのユーザー登録及びマイナ資格確認アプリの利用開始申請を行ってください。

併設申告の同意をチェック

5-1.「併設申告の同意」にチェックを入れてください。

併設元申請者の業態により入力項目が異なります。詳細はそれぞれ以下のページにおいてご確認ください。

- 柔道整復師があん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを併設先として申告する場合
→9ページ

- あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師が柔道整復を併設先として申告する場合
→10ページ

併設先情報の入力と施設の確認方法

5-2.併設先情報入力欄で必要な情報を入力します。

●入力項目

- 併設先情報入力として、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの受領委任承諾通知書に記載のある登録記号番号を数字10桁で入力してください。

●施設の確認方法

➢施設の確認方法で①を選択した場合

- あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうを行っている施術管理者（※）の生年月日（西暦）を入力し、「施設の確認」を押下します。
  ※施術管理者とは、併設先情報に表示されている登録記号番号を保有する施術者を指します。

➢施設の確認方法で②を選択した場合

- あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの受領委任承諾通知書のスキャン又は写真を添付します。
  - 受領委任承諾通知書は地方厚生（支）局から通知されます。
  - 添付ファイル形式はPDF/PNG/Excelとし、上限100MBまでのデータ容量となります。

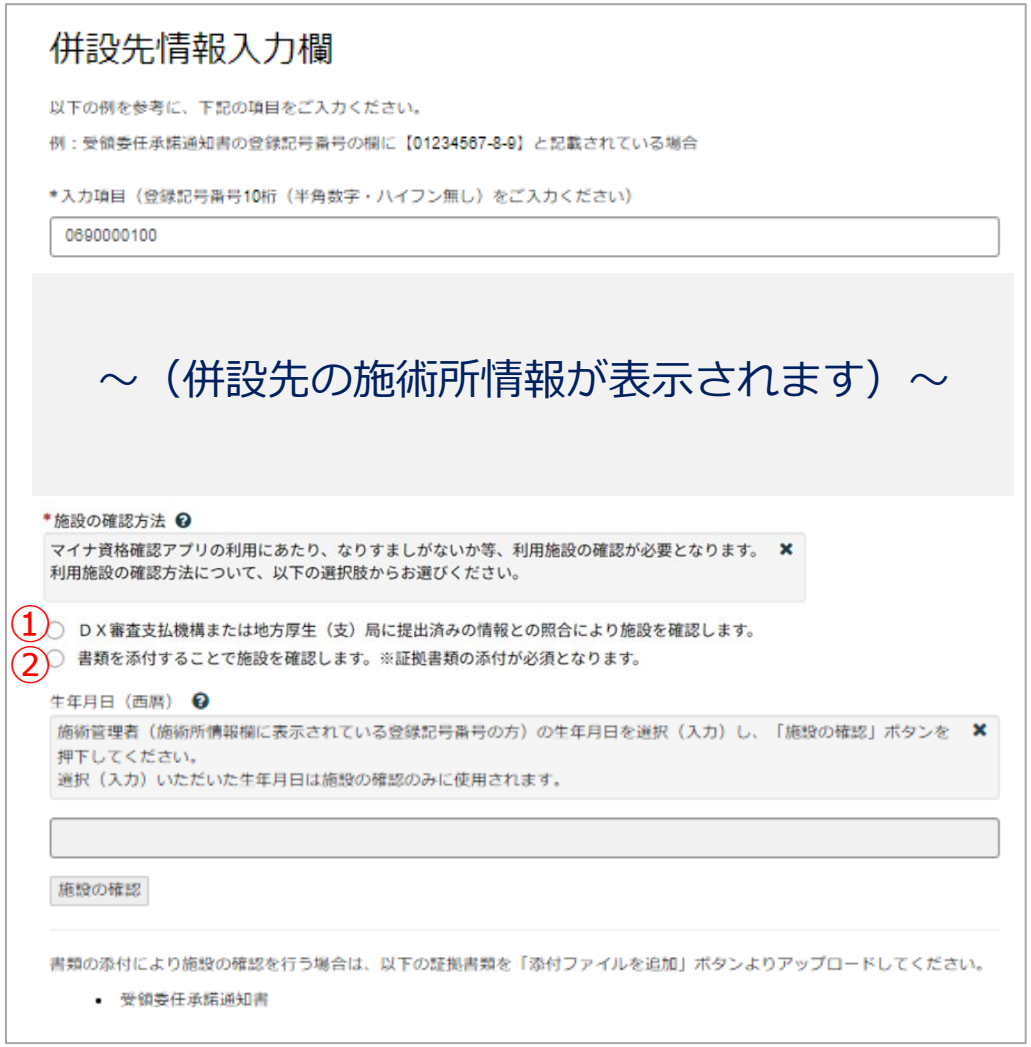

併設先情報の入力と施設の確認方法

5-2.併設先情報入力欄で必要な情報を入力します。

●①入力項目

- 柔道整復の受領委任承諾通知書の登録記号番号の欄の記載に沿って、「協」または「契」を選択してください。

●②入力項目

- 柔道整復の受領委任承諾通知書の登録記号番号の欄の記載に沿って、登録記号番号を数字9桁で入力してください。

●施設の確認方法

➢施設の確認方法で(a)を選択した場合

- 柔道整復を行っている施術管理者（※）の生年月日（西暦）を入力し、「施設の確認」を押下します。
  ※施術管理者とは、併設先情報に表示されている登録記号番号を保有する施術者を指します。

➢施設の確認方法で(b)を選択した場合

- 柔道整復の受領委任承諾通知書のスキャン又は写真を添付します。
  - 受領委任承諾通知書は地方厚生（支）局から通知されます。
  - 添付ファイル形式はPDF/PNG/Excelとし、上限100MBまでのデータ容量となります。

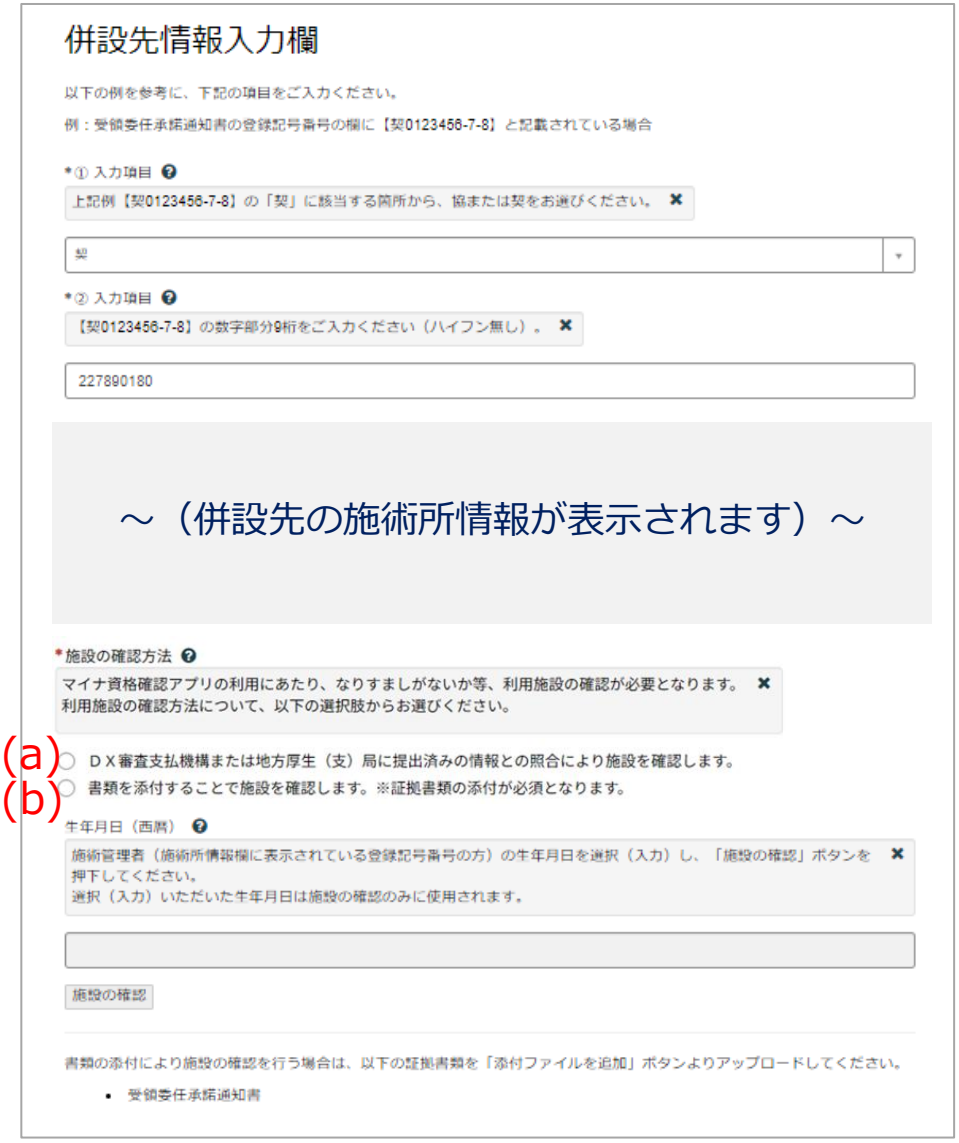

入力内容を送信

5-3.必要な情報を全て入力した後、「送信」ボタンを押下します。

- 「送信」ボタンの下に必須情報としてボタンが存在する場合は、各ボタンを押下し必須情報を入力後、「送信」ボタンを押下してください。
- 必須情報を全て入力するとボタンは表示されなくなります。

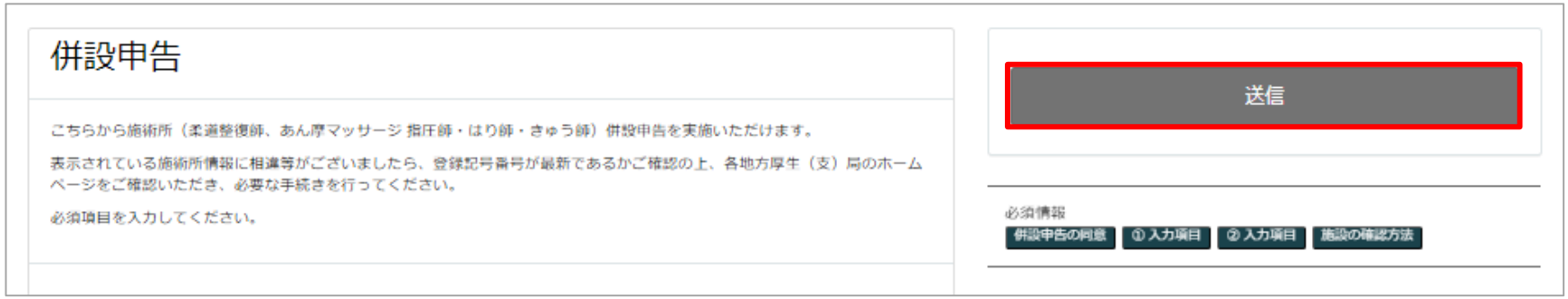

併設申告の入力内容確認画面

5-4.入力項目に不備等がなければ、確認画面に併設先の施術所情報が表示されます。
入力された内容でよろしければ、「OK」ボタンを押下します。

併設申告完了メール

6.併設申告の手続きが完了すると、併設元施術所で登録しているメールアドレス宛に、
from@mail.iryohokenjyoho-portalsite.jpより併設申告完了のメールが送付されます。
本メールが届きましたら、併設申告は完了となります。

施術所等向け総合ポータルサイトに係る併設申告について、
手続きが完了しましたので通知いたします。

施術所等向け総合ポータルサイトにログインの上、
マイナ資格確認アプリの「併設申告」メニューよりご確認ください。

■施術所等向け総合ポータルサイト
https://iryohokenjyoho.hpdx.or.jp/omf

※本メールは送信専用です。本メールへの返信にはご回答できません。
※本メールにお心当たりのない場合やご不明な点がある場合は以下よりお問い合わせください。
****

記事内にあるリンクから併設確認・取消へ遷移

7. 記事内にある、「併設申告状況の確認・取消はこちら」を押下しリンク先へ移動します。

Image

施術所の併設申告（「柔整」と「あはき」で1つの端末を兼用する場合）

オンライン資格確認（資格確認限定型）を施術所に導入いただくにあたり、

柔道整復師の施術所（以下、「柔整施術所」）とあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所（以下、「あはき施術所」）を併設している施術所であって、両方の施術所として受領委任の取扱いがある場合は、「施術所等向け総合ポータルサイト」から「併設申告」を行っていただくことで、１つの端末を兼用して資格情報の確認を行う運用が可能となります。

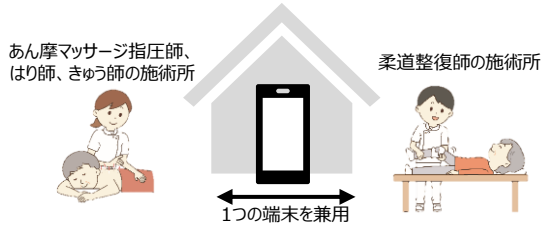

令和６年12月２日以降、受領委任の取扱いのある施術所でのオンライン資格確認の導入が義務付けられることから、併設申告を行わない場合は、両方の施術所それぞれにオンライン資格確認を導入いただく必要があります。

このため、併設している「柔整施術所」と「あはき施術所」で、施術管理者が同一である場合など、1つの端末を兼用したい場合は、併設申告を行ってください。

併設申告を行う場合は、まずは片方の施術所（主たる施術所）として、オンライン資格確認の利用開始申請までを済ませていただいた後、併設申告画面から、端末を準備しないもう一方の施術所（従たる施術所）を申告してください。（従たる施術所の登録記号番号が必要です。）

併設申告を行い、主たる施術所でオンライン資格確認を導入している場合は、もう一方の従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務を果たしているものとみなします。

※「柔整施術所」と「あはき施術所」のそれぞれで端末を準備される場合は、併設申告を行っていただく必要はありません。

※併設申告を行い、片方の主たる施術所として、オンライン資格確認の利用申請を行った場合は、資格確認結果検索画面において、どちらの施術所として資格確認行った結果であるのか区別することができません。

（柔整とあはきの資格確認結果を分けて閲覧したい場合は、併設申告は行わず、原則どおりそれぞれの施術所として、本ポータルサイトのユーザー登録および、マイナ資格確認アプリの利用開始申請を行ってください。）

併設申告・取消の方法については、以下の資料をご確認ください。

施術所における併設申告・取消手順書

併設申告はこちら

※併設申告を行う場合は、併設申告を実施する施術所（主たる施術所）として利用開始申請が完了している必要があります。

※併設申告を行った場合は、併設しているどちらかの施術所としてオンライン資格確認（資格確認限定型）を導入することで、義務を果たしていることとなります。その場合、補助の対象もオンライン資格確認を導入した1施設分となります。

併設申告状況の確認・取消はこちら

※併設申告をしたあとに、柔整とあはきの併設状況が解消された場合は、併設申告の取消を実施してください。
なお、柔整施術所とあはき施術所のそれぞれで端末を使い分けたい場合は、主たる施術所において併設申告の取消を実施前に、従たる施術所においてもオンライン資格確認が行えるよう、施術所等向け総合ポータルサイトのユーザー登録及びマイナ資格確認アプリの利用開始申請を行ってください。

併設先施術所情報の確認

8-1.併設申告を行っている併設先の施術所情報が表示されます。

併設先施術所情報確認ページ

このページでは施術所（柔道整復師、あん摩マッサージ 指圧師・はり師・きゅう師）併設申告における併設施術所情報の確認や併設申告の取消を行うことができます。

併設先施術所情報

現在併設申告を行っている併設先施術所の情報を確認いただけます。表示されている施術所情報に相違等がございましたら、登録記号番号が最新であるかご確認の上、各地方厚生（支）局のホームページをご確認いただき、必要な手続きを行ってください。

≡ 併設機関情報

併設申告日	登録記号番号	施術所名	氏名	機関コード	廃止年月日
2024-10-08	06900001-0-0	A施術所	あん摩　太郎	0680000003	
2024-10-08	06900003-0-0	B施術所	はり　花子	0680000003	

1～2 件目／2 件

併設申告の取消画面

8-2.併設申告の取消を行う場合は、併設先施術所情報確認ページ内にある「併設申告取消の同意」にチェックを入れ、「併設申告取消」ボタンを押下します。

- 併設申告を取り消す場合とは、柔道整復又はあん摩マッサージ指圧・はり・きゅうどちらかのみの施術しか取り扱わなくなった場合や、それぞれの業態で端末を使い分けたい場合を想定しております。

併設申告の取消画面

8-3. 確認画面が表示されます。
併設申告を取り消してよければ、「OK」ボタンを押下します。

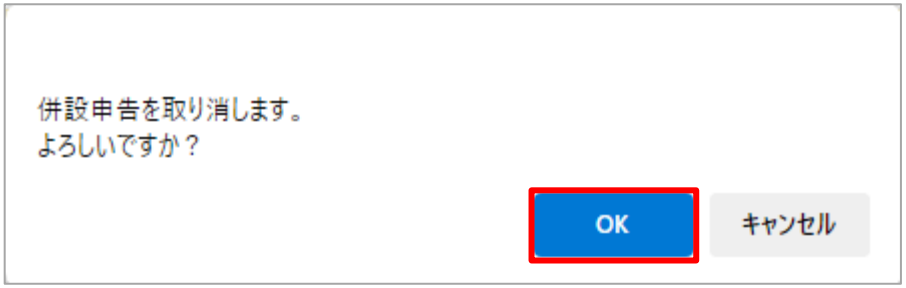

併設申告の取消完了画面

8-4.併設申告の取消が完了すると以下の画面が表示されます。

併設申告取消完了メール

9.併設申告取消の手続きが完了すると、併設元施術所と併設先施術所で登録しているそれぞれのメールアドレス宛に、from@mail.iryohokenjyoho-portalsite.jpより併設申告取消完了のメールが送付されます。本メールが届きましたら、併設申告取消は完了となります。

※併設先施術所へのメールは、併設先施術所で施術所等向け総合ポータルサイトのユーザー登録を完了している場合のみ送付されます。

施術所等向け総合ポータルサイトに係る併設申告について、
併設取消手続きが完了しましたので通知いたします。

■施術所等向け総合ポータルサイト
https://iryohokenjyoho.hpdx.or.jp/omf

※本メールは送信専用です。本メールへの返信にはご回答できません。
※本メールにお心当たりのない場合やご不明な点がある場合は以下よりお問い合わせください。
****